

佐伯市西野区

大神氏合祀墓誌銘 (二)

編集 汐月 三代吉

(会員・佐伯市野岡区)

解説 木許 博

(会員・佐伯市 木立)

まえがき

郷土佐伯の歴史のシンボル梅牟礼城にまつわる佐伯氏滅亡の悲話は、民間の歴史書(例えば『大友興廢記』『梅牟礼実録』)とか、言いつたえなどにより語りつがれているが、それが金石文として、部分的に欠損はあるものの、長年月にわたって残されてきているのが、西野の千代鶴ゆかりの地藏台石に刻まれた「大神氏合祀墓誌銘」である。四百六十六年前の出来事を、今から丁度二百年前、柏江の江国寺の住職が書いたもので、高さ四五センチ、幅四十一センチの凝灰岩の四角の石、四面にわたり七百九十六字が刻まれている。

この墓碑銘は昭和三十八年佐伯史談会により発見され、その記述については、既に昭和三十九年ごろ、益田学先生の採拓・訓読、および羽柴弘先生の編集、印刷による特集号や昭和五十六年の清田義雄先生の採拓による拓本解の正誤表資料が発表され、また平成元年の佐伯市教育委員会発行の『佐伯氏一族の興亡』中にも取り上げられている。

しかし、かなり欠損があり、文字が消えていたり、異体字が多く使われたり、意味の難解な語句があつたりで、解説不完全のまま経過してきた。

木許先生はこれらの資料を通して検討するうちに、いくつかの疑問点や問題点に気づき、自分でたびたび碑文の確認をし、また宮下良明氏等と共に新たに拓本を探り、さらに『大友興廢記』『梅牟礼実録』等の古記録、先輩の研究記録などを分析・参照しながら銘文中の不明部分について解明につとめてきた。

今回の発表によってこの墓誌銘が一人でも多くの人に読まれ、理解され、佐伯の歴史が永く後世の人びとに受け継がれ、顕彰されるよう心から念願するものである。

平成四年八月十九日 汐月 三代吉

【注】

注①

(イ) 碑の読み方と意味

大神氏合祀墓誌銘（おおがしごうしほしめい）

大神Ⅱ『大分の歴史』②に中野幡能氏は「おおが」

とふりがなをつけている。

大和大三輪氏の後である大神（オホミワ）氏を九州

では中世以後「オホガ」（オーガ）といった〔姓氏

家系大辞典〕。

大神氏合祀Ⅱ大神氏の始祖からの歴史的叙述が前

半を占め、惟治千代鶴父子を合わせ祀る。

(ロ) この墓誌の記述のよりどころ

「最近下堅田西野で我々同人が見出した大神氏合

祀墓誌銘も、『興廃記』をもとに記されている」

「『大友興廃記』は佐伯氏に関する殆ど唯一の記録

・・・」（佐伯史談第四号・昭四〇・高木嘉吉氏）

*なお『梅牟礼実録』は『大友興廃記』の記述をも

とに記されている。

〔佐伯氏の討伐〕

(イ) 「佐伯氏は大神系緒方氏の流れをくむ豊後土着

の武士・鎌倉時代以来、佐伯荘を地盤とし、海部

郡南郡一帯に大きな勢力を張った。いうならば豊後

生えぬきの武士であり、・・・梅牟礼城は十六世紀の

初めにはすでに築かれていたようである。『大友興

廃記』や『梅牟礼実録』をみると佐伯惟治は魔法に

長じ、大友氏の呼び出しに出仕しなかった。・・・嫡

子の千代鶴を大友家にまねて御曹子と呼んだ、・・

こんな話が生まれたのも、惟治の半独立ぶりがもと

になったからではなからうか。要するに大友氏にと

っては、早晩たたかねばならない目の上のタンコブ

であった」『大分の歴史』④戦国大名大友氏 渡辺

澄夫

(ロ) 「臼杵近江守長景、探題（義鑑）の命を請け、

総勢二万余の人数を引きつれ、明くれば大永七年正

月府内を打立・津久見・床木に着きにける」

『梅牟礼実録』

(ハ) 「其後、臼杵近江守長景侍大将にて二万余の勢

を大永七年十月上旬に佐伯梅牟礼の城へ差向けらる」

『興廃記』

〔大神氏〕

〔豊後大神氏〕

(イ) 『大神良臣 (大和大神氏の出) は仁和二年 (八八

六) に豊後国司に任ぜられ、仁和五年 (八八九) に

任滿ちて職を去らうとするときに、百姓等が請うて

留めたために再任した。寛平五年 (八九三) 再び帰

京の際、百姓達は惜しみ慕ったので、その子の庶幾

を残して大野郡領にした。この庶幾の子が大神惟基

である」(但し正史にはその資料は見えない) 渡辺

澄夫・『大分市史』〔次の本もみな同じ立場をとる

『豊日志』『日本三代実録』『豊後国志』『大友興

廢記』『母牟札実録』『豊後史蹟考』(明三八・佐

藤藏太郎) 『豊後小志』

* 良臣と惟基の間には二世紀のへだたりがある。

(ロ) 大神氏系図の四つ

①、大神良臣の孫とする説 ②、都の貴族の女の子

孫とする説 ③、祖母岳大神の子という説 ④、②

③が入りまじっている説 (『大分の歴史』(2))

(ハ) 佐伯氏略系図 (碩田叢史本による) (大分県郷土

資料集成系図篇) (『大分の歴史』(2))

惟栄—惟久—惟康—惟朝—惟忠—惟久—惟直—惟宗
 ① 佐伯三郎佐伯氏の祖

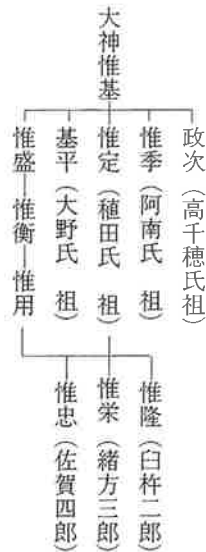


⑦ 惟仲—惟秀—惟賢—惟世—惟信
 ⑧ 惟安—惟常
 ⑨ 惟治—千代鶴

* 佐伯三郎—佐伯氏の祖で佐伯庄地頭 (平安—鎌倉) 一の谷に來会した武士の中に「佐伯三郎惟康」とある

(『源平盛衰記』より)

(二) 大神姓佐伯氏略系



注② 祖母嶽 白杵

豊後国祖母嶽大明神は鵜茅草葺不合尊の御母にて
 海神の姫、豊玉姫と号す。

神武天皇は葺不合尊の第四の御子なり。故に豊玉姫

は神武天皇の祖母たるによつて山を祖母嶽と名づけたり（『梅牟礼実録』）

注③ 桓武帝・化而通之

(イ) 『柳田国男全集』 卷八 (二三二ページ)

所謂三輪式神話の末の流れ、大蛇が美しい娘の婿になつて通うた・人間の幸福を支配する神靈の存在を想像し、是れに奉仕し、又外戚の親を結ぶことを家の誇りとするまでの伝説を生じたものが、後には環（おだまき）の末に針を着けて、その鉄気の毒を以て相手の身を傷うたことを説き・

(ロ) 『梅牟礼実録』 卷の上

人皇五十代桓武天皇の御宇に當つて、堀川大納言儀鑑公（藤原伊周）故有つて豊後国緒方庄に配流せらる宇田村に於いて、姫後誕生有り。名を花の本と号す。ここに不思議あり。祖母嶽大明神和光の塵に交り、化人の美なるに現はし、密に大納言の息女に通ひ給う。

(ハ) 『平家物語草環（おだまき）』

豊後国の片山里のおんなのもとに狩衣姿の男が通つてくる。朝帰りする男のあとをつけると、日向国高千穂明神の化神である姫岳の大蛇であつた。月満ちて生

まれた子をあかがり大太と言ひ子孫が惟榮である（『大分の歴史』（2））

注④ 漢祖・

(イ) 史記

高祖沛豊邑中陽里人。姓劉氏。字季。父曰太公、母曰劉媪。其先、劉媪嘗息大沢之陂、夢輿神遇・是時雷電晦冥。太公往視、則見蛟龍於其上。已而有身、遂產高祖。〔高祖本紀〕卷八〕

高祖は沛の豊邑中陽里の人なり。姓は劉氏。字は季。父を太公と曰い、母を劉媪と曰ふ。其の先、劉媪嘗て大沢の陂に息ひ、夢に神と遇ふ。是の時雷電して晦冥なり。太公往きて視れば、則ち蛟龍を其の上に見る。已にして身（はら）めるあり、遂に高祖を産む。

〔右の文に續いて「左股有七十二黒子」〔左の股に七十二の黒子《ほくろ》があつた）などの記述がある。

黒子一墓誌銘には「鱗」とある

(ロ) 十八史略

〔漢太祖高皇帝〕堯の後、姓劉氏、名邦、字季・母媪息大沢之陂、夢輿神遇。父太公見蛟龍其上。已産劉季・左股有七十二黒子。〔西漢〕

史記一司馬遷作、中国の歴史書、紀伝体(帝王、個人)の伝記に分類)で書いてある。百三十卷。

十八史略一曹先之撰、中国の歴史書、編年体

(年月の順を追って記す)で書いてある。中国四千年の歴史が載る。

注⑤ 「大神惟基という人物」(佐脇貫一『佐伯史談』

四十四号 昭四三)

(論文の要旨を簡条的に略記してみると)

* 『大友興廢記』(寛永十二年【一六三五】、杉谷宗重)や『梅牟礼実録』にある「大神氏始の事」は海部族の共通神話である大三輪神話に結びつけた伝説である。強いていえば、『興廢記』剣の巻の要約が「実録」である。

* 惟基の生年、(1)宇多天皇寛平五年(八九三)、(九十三歳で没)『佐伯志』(2)嵯峨天皇弘仁二年辛卯(八一二)、又後一条万寿元年(一一〇二四)

『興廢記』

* 大神姓佐伯氏の系統「緒方系譜考」、「豊後事績考」

大神朝臣良臣(中央貴族の出身)一庶幾一惟基(右の系図を挙げ、注①(大神氏) (イ)の記述

と同様の説明がしてある)

* 天慶二年(九三九)一四年(九四二)、豊後水道沿岸を略奪、官舎を破り、貢租を横領、ために断罪をうける。

大唐の珍物、綾羅錦繡、九州の土産、金銀珠玉を大船数艘に積し、五男白杵大夫惟盛、父の名代として参内『興廢記』(このようにして罪をあがなった)

* 大神姓佐伯氏系図「碩田叢史」

大神惟基、従五位下豊後肥後日向守。母四穗田庄司大太夫女。祖母嶽大明神權化太夫野合新生也。弘仁二年辛卯(八一二)三月五日生。(一説後一条院万寿元年(一一〇二五)六月朔日)三十歳時、大番役内裏鎮火災、依忠勤承和七年庚申(八四〇)八月二十八日、始被補任大神朝臣。従五位下、左兵衛守。四十八歳時豊後守。五十一歳宣下参洛賜死。時辞世歌叡感蒙勅許、加之被任権大納言。従三位昇殿。豊後国賜五職檢帯下向。鳥羽院元永戊戌(一一一八)十一月没、享年九十三歳。

* 惟基の祖母嶽大明神説は、惟基が大野、海部、大分、直入各郡を拝領したことを正当化し、人民を帰伏させるため、父方に伝わる大三輪神話を焼きなおしてこし

らえた説話。彼は藤原純友（天慶二年反乱）を利用して時代の覇者となろうとした？

注⑥ 包茅不貢

(イ) 「楚貢包不入、王祭不具、是以來貴」〔『史記』

齊太公世家第二二

楚の国の貢き物である包茅が王室に納入されないので周王室の祭祀の物が整わない。「楚の成王の使者が、『なぜ我が国を侵略するのか』と尋ねたのに対し管仲Ⅱ齊の宰相Ⅱが答えたことば」

(ロ) 「『惟基』恣に、賦斂、朝廷の饗物を止む」

『梅牟礼実録』

注⑦ 奏和歌

さるほどに清和天皇の御宇、貞観三年に惟基を上洛すべき旨倫旨によって勅命もだし難く参洛す。四条宿所にありて惟基勅使に向かつて申上る歌に
惟基が都もうでのから衣首かみよりやたちそめにけん

(私は京に上り天子に拝謁するが、さつそくに死を賜わることになるのだなあ)

帝出御あり。汝は円筒の遠鳥の戎と思ひし所に、か

くの如きは神妙なり・・・朕は天照皇大神宮の末、
汝は祖母嶽大明神の嫡子なり。前非を改め是より
朝臣たるべし・・・これひとへに和歌の徳なり。さ
る程に惟基本国に帰り・・・『梅牟礼実録』

注⑧ 緒方惟栄

* 惟栄時代に平家の世乱れ一門悉く帝都を去り、八十一代安徳天皇の鳳輩西海の波に浮べ・・・豊前国宇佐宮に籠給ひき。惟栄平氏に恨み有りて、豊後国より諸勢を引率して、平家の一門を悉く宇佐の宮より追出し奉る。惟栄軍兵の中に無道の徒兵有りて、宇佐宮に放火す。山徒是を怒って南都北嶺の諸山一つに成って訴訟叡聞に達す。是に於いて逆鱗はなはだし。又義経に一味し九州下向の志に付いて頼朝公の御にくしみあり・・・上野国沼田庄に配流せらる『大友興廢記』。
* 治承五年（一一八一）平氏に対して謀反ののろしをあげ、宇佐神宮の神宝奪取、焼き打ちの事件（元暦元年・一一八四）を起こして朝野を驚かせた・・・緒方莊を放逐された『大分の歴史』（②）。

* 惟栄の終末については諸説あるが、義経に味方したかどで豊後大神一族の活動は史上から消える〔同〕

〔次の諸本も皆同じ立場である―『吾妻鏡』、『上野国志』

『大神系図』、『鎮西要略』、『速見郡史』、『両豊記』他〕

*緒方―「身に蛇の尾の形、鱗あり」、『源平盛衰記』

注⑨

(イ) 吉例雨(きつれい雨)

佐伯の家代々出陣あるいは物語で、催す度毎に雨降るなり。これ家の吉例なり。

蛇孫を享たる奇特か。蛇は水を得で生きずという、

このいわれなり『大友興廢記』

(ロ) 瀬登の脇差の事

佐伯蒲戸というところに船を浮かべ遊興ありしとき、脇差鞘を走りて大海に入る。海人を入れたずぬれど見えず。母牟礼の城下木戸の瀬というところまで登り夜な夜な光り物となり。〔同〕

(ハ) 手鉾太刀の事

佐伯重物手鉾という小刀は大明神嫡子惟基より相伝なり。・承和七庚申(八四〇)の歳、豊後大夫惟基参内仕る。御番士の時節、或時、惟基此の刀を枕元に置き昼寝しけるに雅楽之助という公家見付けて、惟基は嶋の戎といいながら、若し名作の太刀に

やと思い、秘に立寄り、抜かんとするに抜けず。雅楽之助退き諸人に語りけるは、惟基が太刀は見道具ばかりなり。銅を鞘の中に作り籠めたるかという。

それにつき恥をあたえんと示し合せ、大竹の中に鉄を込めて、其上を錦以て包み、庭上に立て置き、今宵禁庭に降りし物ありと披露して、勅定に任せて惟基に切るべき由を蒙り、惟基恐れず出で、八寸ばかり切下る。能く切れたる故末の残り、其の本に並んで大地に立つ。惟基之を見て是は降りたるものに非ず。我が太刀の程を見給わん謀也と憤りて其の本末を蹴散らかし悪口す。此の事叡聞に達し、流罪行わるべきに定まる。かかりける所に、禁中に火事出来す。惟基太刀にて大門の扉を引き放してあおぎ退け。或は押さえなどして手柄を以て鎮めける。依つて流罪を遁れ、あまつさえ豊後守に任せられて下向しおわんぬ。手鉾太刀は不拔乃太刀とも号するなり『母牟礼実録』

(ニ) 飛龍の太刀の事

此の太刀の奇特は鞘を抜けばはばき元より刃に龍の形あり。次第々々について上り、後には切先にあ

り、鞘にさす時はまた鞘について下りはばきの元にあり。これによつて飛龍の太刀と号す〔同〕

(ホ) 神息太刀の事

寿永二年(一一八三) 緒方惟栄、平家を九州より

追出、義経より神息刀拜領。元明天皇和銅元年(七

〇八) 宇佐八幡に童子逢い槌を打つ。上手に太刀作

りて帰る。あとをつけて見るに宇佐神前で見失う。

さては八幡大菩薩の槌かと感銘。又佐伯惟定の息子

惟重の時、研の為京に登せしに、其夜惟重の息女急

病に侵され絶入す。老臣いう、神息を京へ登せし故

にやと。人を登せて大津の駅にて此刀を取返し、帰

りて門に入るや否や息女快氣す。これ家を守る太刀

の奇特なり『大友興廢記』

* 「神息の太刀」について次の二氏が佐伯史談会誌

に発表している。

○ 『佐伯史談』第五十八号 昭四〇 高木 嘉吉

氏(佐伯市)

○ 同 第五十九号 昭四四 近藤 正義

氏(臼杵市) 昭和十六年頃の資

料によるもの。

右の両氏の論をまとめて要約すると、

・ 昭和四十年十月八日大分市に於いて「上杉謙信展」

に、宇佐神宮出品として「神息刀の太刀」展示あり

・ 二尺四寸六分

・ 寿永一寛永四〇〇年余(惟栄一佐伯惟重) 佐伯氏

が所蔵し、以後は諸家に伝来、以後宇佐神宮に所蔵

・ 和銅元年(七〇八)一現在まで一二八〇年余保存

されたこととなる。

注⑩ 津 盛 城

(イ) 徳川忠直、元和三年(一六二〇)萩原に流され、

のち津盛城へ移された。津盛の忠直の住んでいた館

が津盛城『日本城郭全集』

(ロ) 大友義鑑公は大分市府内に御在城なり『大友興

廢記』

(ハ) 大友氏入国が判然としないように、その居館に

についても異論が多い。鎌倉時代およびそれ以降の大

友氏の居館は原則として上野原(高国府(たかごう)

とする立場をとる(渡辺澄夫『大分の歴史』③)

注⑪ 鼙鼓

(イ) 先ず軍始に両使者を打果たすべき御意ありて、

深田・野々下両人の宿所へ既に討手を向けらる『大友興廢記』

(口) 深田伯耆守・野々下源左衛門を以て偽言の旨を断りけれども、義鑑曾って承引せず却て兩人を打果す〔『阿曇記』佐伯惟治議死之事〕

(ハ) 探題義鑑の御下知として、今度佐伯へ討手を遣す上は、右両使を軍始めに討取るべし〔『梅牟礼実録』

卷の下〕

注⑫ 逆生小竹葉

(イ) 親鸞行脚区の折、地にさした杖竹から生じたという。鳥屋野の逆生竹は越後の七不思議の一つに数えられたものであるが、これはハチタの枝垂品であることが明らかにされ、現在文部省の天然記念物に指定されている。〔平凡社・百科大事典〕

(鳥屋野湯は新潟市の東南にあり、越後水郷景観の代表的地域)

(枝垂品) 枝が下に垂れ下がる植物などをいう)

(口) (惟治) 持給う鞭を土に指置きたまえば、其後みどり出で、篠はらとなり、逆枝に蔓り今に在り、その時此所を「馬場の尾」と名付け給う『梅牟礼実

録』

〔親鸞上人のありがたい話になぞらえて惟治公への敬慕、尊崇の気持ちを表すいい伝えであろうか〕

(ハ) (なお、最近、黒沢ゆかりの有志は「馬場の尾」を訪れ、「逆生小竹葉」を探索したが、今は松が繁り、往年の痕跡すら認めなかったという・・・)

注⑬ 后敵発疾而皆死

佐伯一統滅亡の後には、さまざまの神変を現し、崇をなす事止む時なし。

討手の大将近江守長景、俄に大病大発熱して身体焼くが如く、一昼夜にして死す。

日向三河内にて敵対したる本人、新名の一党悉くよろしからざる病を受け、数日を経ずして死絶えたり・・・其後御死骸に手掛、鎧甲に触りたる者、其外惟治公を迷霊と見掛たる者、まして面を合せたる者、一人も生きたる者なし〔『梅牟礼実録』富尾権現の由来〕

注⑭ 詫若挟女郷民

馬上にて水まいらせし黒沢の多田弥四郎の娘若挟に乗うつり、地を走り水を歩む事、恰も平地を行くが如し。父に向かい、汝我を知らずや、佐伯惟治なり。我

旅の疲れに水乞たるとき、若狹に一言残すといえども我帰城せず（日向で死）・・汝等この若狹を崇めて所の長とも思ふべし。此の黒沢に我靈を祭り・・村を退転さすべしと託ありて絶息し・・その後この言葉をたずぬるに不覚〔同〕

注（a） 直 庭

「直」は従来「禁」と読み、「禁庭」即ち宮中の意味に解する考え方もあつたようだが、「禁」とは読めない。「庭（てい）に直（ちよく）す」と読むで意味が流れる。

注（b） 賦 青 蠅

「賦（ふ）す」は難解。結局「となえる」意ととつて通訳のように解釈してみた。

注（c） 為 笑

その直前の「弗勝」の句と因果関係にあり、「もし勝たないならば」人から「笑わ為（れ）ん」と続く文脈である。またすぐ後の「幾拔之」の「幾」は、「ちかからん」（早道であろう）と読めば文意がよく疎通する。「為」も「幾」も読みかたが多種類なので要留意の文字である。

注（d） 二子亦害幼君而天俱從殉

【語注】のところで説明したとおり、「幼君」と「夭（なる人）」は同一人物ととらえて読むべき。

注（e） 欽

刻印は明らかに「金（かねへん）」であり、「欣（よろこぶ）」ではない。「おそれうやまう」と訳した。

平四・一一・二六 稿完

平五・一一・一五 改

平五・三・二四 完

あとがき

梅牟礼の歴史をきざむ「大神氏合祀墓誌銘」の、解説決定版をつくらうとの汐月氏の提案を受けて、平成四年三月から、旧拓本を元にして調べてきたが、欠字が多くまたそれが先輩たちの判断によって決められてきた文字についても、疑問があつたりして、新たに拓本してもらい、現地での現物にふれての検証なども何度かくりかえした。

一、拓本の採り直しによって、あるいは不明文字が判明するかも、との期待もあったが、欠けて落ちて失せたものは、再び姿を見せてはくれなかった。それにしても宮下良明氏（協力汐月三代吉氏）には、たいへんお世話になった。とくに碑石と外壁との間隔が狭いため困難をきわめたようだった。

欠字の読みかたは原則として従来の読みにしたがったけれども、最後まで迷った「在日南深山幽僻之地□月」の箇所は自分で部分採拓をしたうえ、資料とつき合わせてみたりして、思い切って「壹」と読んでまとめることにした（従来は「四」と読んでいる）。

（附）せつかくりつばな拓本を作ってもらったので将来の散逸をおもんばかり実物大コピー数部（一部は四枚一組）作って保存することとした。

二、汐月氏とはここ数年来いくつかの碑文に、ともにとりくんできたが、今回も煩雑なワープロ打ち、とりわけ異体字等の造字技術、創意を駆使した編集作業などすべての業務に打ち込み、このようにまとめてくれた。史談会副会長の仕事のほかに独歩来伯百周年、狩生先生遺作展の役員など、日夜忙殺のところ、労をいとわ

ないご姿勢は敬服の至りである。

三、学友池田勘氏にはとくに漢籍関係で貴重な御教示を賜った。先生も文化講座講師や独歩会副会長としての百周年記念事業の準備で多端の折、ご協力の程感謝に堪えない。

四、作業のあとをふりかえってみると、すべて大先輩がた（益田・羽柴・清田他各先師のかたがた）のあとをまね（学）ただけである。

「なんとといっても、佐伯氏の歴史を後世に伝えるまとまった金石文として貴重に思っていたら、ご検討を加えて頂ければ幸いである」「異論あらばご教示を頂きたい」（昭和三九）との羽柴先生のお言葉に甘えて私見も加えさせてもらった次第である。

五、参考資料等を多く添える形となったのは右の事情にもよる。また古文・漢籍につながる箇所が、かなりあったので、むずかしい資料もやむをえず織り込むこととなったが、ご諒承願いたい。

六、参考文献・資料等の主なもの

大分県郷土資料集成・大友興廃記・榊牟礼実録・柳田国男全集・大分の歴史②③④・漢文大系（史記・十

八史略）・平家物語・源平盛衰記・佐伯史談(44・58・59・71他)・大漢和他辞書辞典・史談会関係資料図書(間接引用のもの)新佐伯・大神氏佐伯氏系図他・碩田叢史・吾妻鏡・上野国志・鎮西要略・速見郡史・日本三代実録・豊後史蹟考・豊国小志・豊後全史・豊後遺事・豊後国志他)

七、このたびのまとめの目的は

「ふるさとの歴史、それも代表的な話を、次代を背負う子どもたち、とりわけ、小中学生に読んでもらいたい」に尽きる。

したがって「通訳」はつとめて平易に口訳した(口語訳は今回が初めてであろう)。小節ごとに解説したのもテキストふう読みやすく、と考えたため。

『温古知新』(おんこちしん)「故きを温ねて新しきを知る」(『論語』のことば)、古いことをよく知って新しいみかた、考えかたを知る。

八、平成二年、地元西野地区六十世帯の人びとの、郷土をいつくしみ、歴史を大切に保存しようとの熱意と尊い浄財によって、千代鶴遺跡はりっぱに修復されたのである(新聞にも報道された)。

九、大永七年(一五二七)惟治、千代鶴父子逝く。天正二年(一五七四)石打にお塔(惟治墓石の最古のもの)の建立あり。いわゆるお塔の森の慰霊塔の造立は延々百八十九年を経た宝暦十三年(一七六三)であった。それから三十年の後寛政五年(一七九三)、此の墓誌銘は成る――

はからずも今年は建立二百周年を迎える――

ゆかりある多くの靈に・合掌

佐伯市木立 木許 博

平成五年二月九日稿完